

○三鷹市立学校施設の開放に関する条例施行規則取扱要領

平成 11 年 1 月 1 日

改正 平成 19 年 3 月 1 日

平成 27 年 3 月 31 日

平成 29 年 4 月 1 日

令和 6 年 4 月 1 日

令和 8 年 10 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、三鷹市立学校施設の開放に関する条例施行規則（平成 10 年三鷹市教育委員会規則第 9 号。以下「規則」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(使用区分及び団体使用申込受付期間の変更)

第 2 条 規則第 3 条の使用区分及び団体申込受付期間を変更することができるときは、次の各号のいずれかに該当するものいう。

- (1) 三鷹市教育委員会（以下「委員会」という。）又は三鷹市が使用するとき。ただし、事前に学校長との協議を行ったものに限るものとし、団体申込受付期間は、三鷹市の休日を定める条例（平成元年三鷹市条例第 12 号）に規定する市の休日及び三鷹市総合スポーツセンターの休館日（以下「休日及び休館日」という。）を除く、使用を希望する日（以下「使用日」という。）の属する月の 6 月前の 1 日から使用日の 3 日前までとする。
- (2) 規則第 15 条の承認を受けた者が使用するとき。
- (3) 第 10 条第 1 項第 2 号から第 7 号までの規定に該当する団体が、第 10 条第 2 項の規定に基づいて使用するとき。

(開放時間の特例)

第 3 条 規則第 5 条第 2 号の委員会が特に必要があると認めるときとは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 第 10 条第 1 項第 2 号から第 7 号までの規定に該当する団体が、第 10 条第 2 項の規定に基づいて使用するとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認めるとき。

(団体登録)

第 4 条 三鷹市生涯学習施設等予約システム（以下「施設予約システム」という。）により団体登録の届出を行った団体は、規則第 7 条第 1 項の三鷹市立学校開放施設使用団体登録申請書を提出したものとみなす。

- 2 規則第 7 条第 2 項の団体登録の資格要件は、別表の左欄に掲げる開放施設について、それぞれ同表の右欄に掲げる団体登録の要件に該当し、構成員の 2 分の 1 以上が市内に

住所を有する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者であり、18歳以上の市内に住所を有する者又は市内に通勤し、若しくは通学する代表者を有することとする。

- 3 団体登録は、1団体につき1登録とする。
- 4 団体の構成員は、同一種目で複数の団体に登録することはできない。
- 5 別表の左欄に掲げる開放施設のうち、体育館、校庭又はテニスコートを使用する団体の代表者は、同一種目で複数の団体の代表者となることはできない。
- 6 団体は、規則第7条第1項の三鷹市立学校開放団体登録申請書の提出の際に、代表者、連絡担当者及び構成員の氏名、住所及び生年月日を証するものを提示しなければならない。ただし、代表者又は構成員が市外に住所を有する者で市内に通勤し、又は通学する場合には、その事実を証するものを提示するものとする。
- 7 前項の規定にかかわらず、規則別表に掲げる特別教室及び委員会が認める施設（第三中学校多目的室を除く。）のみを使用する団体は、連絡担当者及び構成員の氏名、住所及び生年月日を証するものの提示を要しないものとする。
- 8 別表の左欄に掲げる開放施設のうち、体育館、校庭又はテニスコートを使用する団体の連絡担当者は、同一種目で複数の団体の連絡担当者となることはできない。
- 9 構成員は、実際に三鷹市立学校開放施設を使用する者とする。
- 10 団体登録の受付は、随時行う。
- 11 前各項の規定にかかわらず、三鷹市立小学校の校庭開放（以下「小学校校庭開放」という。）の団体登録については従前の例による。

（登録カード等の有効期間及び更新）

第5条 規則第7条第3項の使用団体登録カード及び三鷹市立学校開放団体登録証（以下「登録カード等」という。）の有効期間は、次項に規定する登録基準日から起算して3年間とする。ただし、登録基準日以降の有効期間の途中で交付された登録カード等の有効期間は、交付された日から有効期間までの残りの期間とする。

- 2 登録基準日は令和8年4月1日を第1回と定め、以後3年目ごとの4月1日とする。
- 3 登録カード等の交付を受けた団体が、第1項の有効期間の満了後も団体登録を希望する場合は、委員会が別に定める受付期間内に規則第7条第1項の規定による申請をしなければならない。

（団体登録の変更及び廃止）

第6条 登録団体は、当該登録に係る届出事項の内容に変更が生じたとき、又は当該団体登録を廃止しようとするときは、速やかに別に定める使用団体登録変更・廃止届又は施設予約システムにより委員会に届け出なければならない。

（登録カード等の譲渡等の禁止）

第7条 団体登録をしている団体（以下「登録団体」という。）は、登録カード等を他に譲渡し、貸与し、又は不正に使用してはならない。

（団体登録の取消し）

第8条 委員会は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その団体登録を取り消すことができる。

- (1) 第4条第1項の団体登録の資格要件に該当しなくなったとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により、団体登録の申請又は開放施設の使用の申込みをしたとき。
- (3) 三鷹市立学校施設の開放に関する条例（平成10年三鷹市条例第27号。以下「条例」という。）又は規則に違反したとき。
- (4) その他委員会が登録について不相当と認めるとき。

（登録カード等の再交付）

第9条 登録団体は、次の各号のいずれかに該当するとき、別に定める登録団体カード再交付申請書により、委員会に登録カード等の再交付を申請することができる。

- (1) 登録カード等を著しく毀損又は汚損したとき。
- (2) 登録カード等を紛失又は盗難その他の事由により忘失したとき。

2 委員会は、前項の登録カード等の再交付の申請について承認したときは、登録カード等を登録団体の代表者に再交付する。

（団体登録の特例）

第10条 規則第7条第4項の委員会が特に認める団体とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 委員会又は三鷹市が使用するとき。
- (2) 市内官公署が公用に使用するとき。
- (3) 市内の公共的団体が使用するとき。
- (4) 学校教育関係団体又は青少年育成団体が使用するとき。
- (5) 三鷹市芸術文化協会又は三鷹市スポーツ協会に加盟する連合組織及びこれに準ずる連合組織が使用するとき。
- (6) 市内団体が数団体結集して日常活動の成果として使用するとき。
- (7) 市内企業、組合等が福利厚生を目的として使用するとき。

2 前項第2号から第7号までの規定に該当する団体が開放施設を使用するときは、使用日の属する月の5月前の1日から4月前の5日まで、及び第11条第3項に規定するコンピューター抽選の日の翌日から使用日の3日前までに、三鷹市立学校施設使用願い（様式第1号）を委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

3 前項の学校施設使用願いの受付は、申請の順序による。ただし、調整が必要な場合はこの限りでない。

4 委員会は、第2項の規定により使用する団体の承認をしたときは、当該団体に対し、施設使用承認書（様式第2号）を交付するものとする。

（抽せんの申込み及び抽せん）

第11条 規則別表に規定する抽せん予約期間の使用の申込みについては、1団体につき1

月分で10区分を限度として申し込むことができる。ただし、当該申込みに対する当せん区分は5区分を限度とする。

- 2 委員会は、複数の登録団体から前項の使用の申込みがあったときは、使用日の属する月の3月前の11日にコンピューター抽選を行い、同月の15日にその抽選結果について当該申込みを行った団体に対し、施設予約システムにより公開する。

(先着順による申込み)

第12条 規則別表に規定する先着予約期間の使用の申込みについては、前条第3項の抽せんにより当せんした区分を含めて1団体につき1月分で10区分を限度として申し込むことができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、使用日の7日前から3日前までの間に限り、空いている施設の使用については制限なく申し込むことができる。

(小学校校庭の使用申請)

第13条 規則第10条第1項の規定による使用申請は、使用日の属する月の前月の第1日曜日からその週の土曜日までの間に行うことができる。

(使用の取消し)

第14条 第10条第2項の規定により使用の承認を受けた団体又は規則第9条第2項、第3項若しくは第10条第2項の規定により使用の決定を受けた団体がその使用を取り消すときは、使用日の7日前までに委員会に申し出なければならない。

(使用申請の一時停止)

第15条 委員会は、登録団体が条例別表に規定する開放施設の使用料を滞納したときは、開放施設の使用申請及び開放施設の使用を一時停止することができる。

(使用責任者の要件)

第16条 規則第14条第2項の使用責任者の要件は、次に掲げるものとする。

- (1) 18歳以上であること。
- (2) 市内に住所を有すること。
- (3) 使用区分の開始時から終了時まで、開放施設を使用するものであること。

(使用責任者等の責務)

第17条 規則第14条第2項の使用責任者の責務は、次に掲げるものとする。

- (1) 委員会との連絡、調整に関すること。
- (2) 団体の構成員に対し、規則第13条第2号から第10号までに規定する使用上の管理条件の遵守を促すこと。
- (3) 開放施設の鍵等の借用及び返却等に関すること。
- (4) 使用開始時及び使用終了時における開放施設の点検に関すること。
- (5) 開放日誌の記入に関すること。

- 2 開放施設を使用する際に使用責任者が不在の場合には、団体は当日使用責任者を別に定めるものとし、当該当日使用責任者は、使用責任者に代わり前項各号に掲げる責務を

担うものとする。

(使用料の免除等)

第 18 条 規則第 16 条第 1 項第 3 号の市内の公共的団体とは、住民協議会、町会、三鷹市芸術文化協会、三鷹市スポーツ協会及び社会福祉法人三鷹市社会福祉協議会等をいう。

2 規則第 16 条第 1 項第 4 号の学校教育関係団体又は青少年育成団体とは、PTA、保護者会、青少年対策地区委員会、交通安全対策地区委員会及び児童、生徒を主な構成員とする団体等をいう。

3 規則第 16 条第 1 項第 5 号の障がい者（児）で組織する市内の団体とは、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者、東京都愛の手帳交付要綱（昭和 42 年 3 月 20 日民児精発第 58 号）に基づく愛の手帳の交付を受けている者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者を主な構成員とする団体をいう。

4 規則第 16 条第 1 項第 7 号の委員会が特に認める団体とは、三鷹市芸術文化協会又は三鷹市スポーツ協会に加盟する連合組織及びこれに準ずる連合組織をいう。

(使用料の還付)

第 19 条 規則第 17 条第 1 項第 1 号の使用団体の責によらない理由とは、次の各号のいずれかに該当するときであつて、委員会が認めるものをいう。

(1) 災害等の緊急事態が発生したとき。

(2) 三鷹市に暴風、大雨、洪水等の特別警報及び警報が発令されているとき。

(3) 台風の接近等により、三鷹市に影響が及ぶと予想される時。

(4) 光化学スモッグ警報又は高温注意情報が発令されているとき。

(5) 校庭及びテニスコートで、雨天、積雪、雷等の悪天候の場合又は雨天及び積雪によりグラウンドコンディションが著しく悪くなったとき。

(6) その他やむを得ない事由が生じたとき。

2 規則第 17 条第 1 項第 1 号又は第 3 号の規定は、使用する時間区分の 2 分の 1 以上の時間の使用ができたときには、適用しないものとする。

(委任)

第 20 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 11 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、従来から小学校体育館を使用している、児童、生徒を主な構成員とする団体で、当該小学校長が適当と認めた団体は、当該小学校の体育館に限り、第 7 の 1 の規定にかかわらず、月曜日から日曜日までの 1 週間で 2 区分の使用申請を行うことができる。この場合、1 区分については、使用日の属する月の 4 箇月前の 1 日から

3箇月前の5日までに、第5の2に規定する三鷹市立学校施設使用願いを委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

途中の改正附則 略

附 則

(施行期日等)

1 この要領は、令和8年10月1日から施行する。

(特例措置)

2 改正前の要領第5条の規定に基づき、使用団体登録カードの有効期間が令和8年3月31日となっている団体の同カードの有効期間は、改正前の同条の規定にかかわらず、令和8年9月30日までとする。

(準備行為)

3 この要領の規定による手続その他の行為は、この要領の施行日前においても行うことができる。

別表（第4条関係）

開放施設	団体登録の要件
体育館	構成員が6人以上であること。
校庭	構成員が9人以上であること。
テニスコート	構成員が4人以上であること。
特別教室	構成員が6人以上であること。
委員会が認める施設	構成員が6人以上であること。